カナイホール・学習施設使用料

(1) カナイホール

					使用料金							
		E.	Λ		午前	午前 午後 夜間		昼間	昼夜間	全日		
		区	分		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~17時	13時~22時	9時~22時		
					1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	8時間当たり	9時間当たり	13時間当たり		
			平日	町内	1, 200	1,800	2, 200	10, 400	15, 300	18,000		
	才 4日	変した。後回フ 1 チュレン担 △	平日	町外	2, 400	3,600	4, 400	20, 800	30, 600	36,000		
	入場料を徴収しない場合		土・日・祝	町内	1,600	2, 400	3,000	13, 900	20, 400	24, 000		
			工。口。你	町外	3, 200	4,800	5, 900	27, 700	40,800	48,000		
	入場料を徴収する場合	1,000円未満	平日	町内	1,600	2, 400	3,000	13, 900	20, 400	24,000		
				町外	3, 200	4,800	5, 900	27, 700	40,800	48,000		
			土・日・祝	町内	2, 100	3, 200	3, 900	18, 500	27, 200	32,000		
 カ				町外	4, 300	6, 400	7, 900	37, 000	54, 400	64,000		
カナ		1,000円以上 2,000円未満	平日	町内	2,000	3,000	3, 700	17, 300	25, 500	30,000		
イホー				町外	4,000	6,000	7, 400	34, 700	51,000	60,000		
			土・日・祝	町内	2, 700	4,000	4, 900	23, 100	34, 000	40,000		
				町外	5, 400	8, 100	9,800	46, 200	68, 000	80,000		
ルル		2,000円以上 3,000円未満	平日	町内	2, 200	3, 300	4, 100	19, 100	28, 100	33,000		
				町外	4, 400	6,600	8, 100	38, 100	56, 100	66,000		
			土・日・祝	町内	3,000	4, 400	5, 400	25, 400	37, 400	44,000		
				町外	5, 900	8, 900	10,800	50, 900	74, 800	88,000		
		3,000円以上	平日	町内	2, 400	3, 700	4, 500	21,000	30, 900	36, 300		
				町外	4, 900	7, 300	8, 900	42,000	61, 700	72,600		
			土・日・祝	町内	3, 200	4, 900	5, 900	27, 900	41, 100	48, 400		
				町外	6, 500	9, 800	11, 900	56, 000	82, 300	96, 800		
		準備及びリハーサ	ル等のための	場合	当該上記使用料の5割							
練習室のみの使用 町内 町外					200	280	350	1,600	2, 300	2, 700		
					230	350	430	2,000	2, 900	3, 400		

(2) 生涯学習施設

(2) 工坯于日旭区												
	使用料金											
	午前		午後		夜間		昼間		昼夜間		全日	
区分	9時~12時		13時~17時		18時~22時		9時~17時		13時~22時		9時~22時	
	1時間当たり		1時間当たり		1時間当たり		8時間当たり		9時間当たり		13時間当たり	
	町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
和室1・2												
講座室1~3	300	400	400	500	500	600	2, 400	3, 200	3,600	4, 500	5, 200	6, 500
工作室												
調理室												
セミナー室1・2・4~8												
暗室												
スタジオ	400		500 500	600	600	700	3, 200	4, 000	4, 500	5, 400	6, 500	7, 800
工芸室		500										
セミナー室3												
ギャラリー北谷	1日につき2,000円											

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までをいう。(2に規定する祝祭日を除く)
- 2 「祝」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日及び6月23日(慰霊の日)をいう。
- 3 施設使用料は楽屋等の附帯設備を含む。
- 4 「入場料」とは入場料・会費・会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- 5 使用時間を超過して使用し1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上の時は1時間とみなし30分未満の場合は切捨て計算し徴収する。
- 6 12時から13時及び17時から18時までの時間帯を使用する場合は、1時間当たり、次の使用料を適用する。
 - (1) 12時から13時 午前使用料 (2) 17時から18時 午後使用料
- 7 使用料の算定において100円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。
- 8 商業宣伝、若しくは営利、またはこれらに類似する行為を目的として使用する場合の施設使用料は次のとおりとする。
 - (1) カナイホール:入場料を徴収する場合の3,000円以上の使用料区分欄を適用する (2) 練 習 室 : 当該使用料の20割額